

『輸入食品の偽装防止と行政の監視』 ～農水省が異例の公表～

NPO法人食の安全と安心を科学する会(SFSS)

食のリスクコミュニケーションフォーラム2022

2022年6月26日

中村 啓一

『輸入食品の偽装防止と行政の監視』

1 農林水産省が異例の公表

2 繰り返される産地偽装

3 長いところルールは生産者に配慮したルール

4 表示の監視は自治体と国の連携が不可欠

5 行政の背中を押すメディアの力
地域ブランドを守る産地の取り組み

農林水産省が異例の公表

令和4年2月1日
農林水産省

広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果概要

(抜粋)

5 科学的分析調査結果

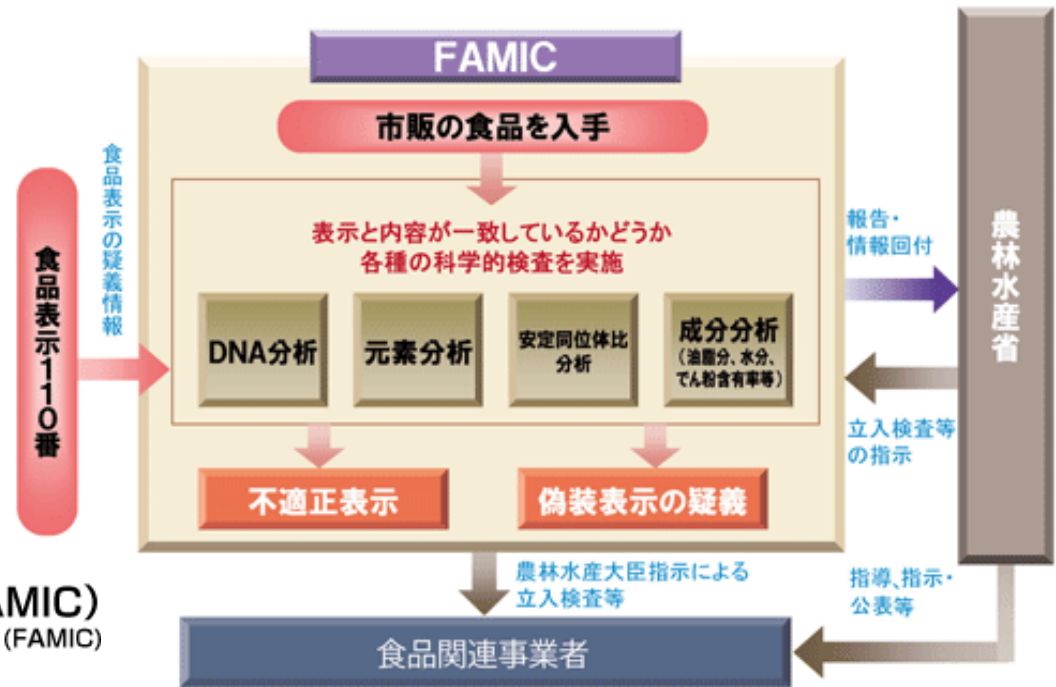
全国で50点の国産あさりを買上げてDNA分析(一塩基多型の比較)を行ったところ、熊本県産として販売されていた31点のうち30点(97%)について「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。

※本分析は、外国産あさりの混入の可能性(疑義の有無)を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくこととなります

科学的手法による食品表示の監視



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター (FAMIC)
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)



出典; FAMIC

【DNA分析】 食品のDNA分析による種の判別
遺伝子組換えに関する表示のある食品の検査

【元素分析】 食品の元素組成による産地等の判別

【安定同位体比分析】 安定同位体比分析による原材料の産地・品種等の判別

農水省が特定の産地の産品を名指しして表示の疑義を示唆する公表は極めて異例



- 公表された産地の産品は大きな影響を受ける
- 他の産品も風評被害を招く可能性が予測できる
- DNA分析だけでは産地の特定はできない

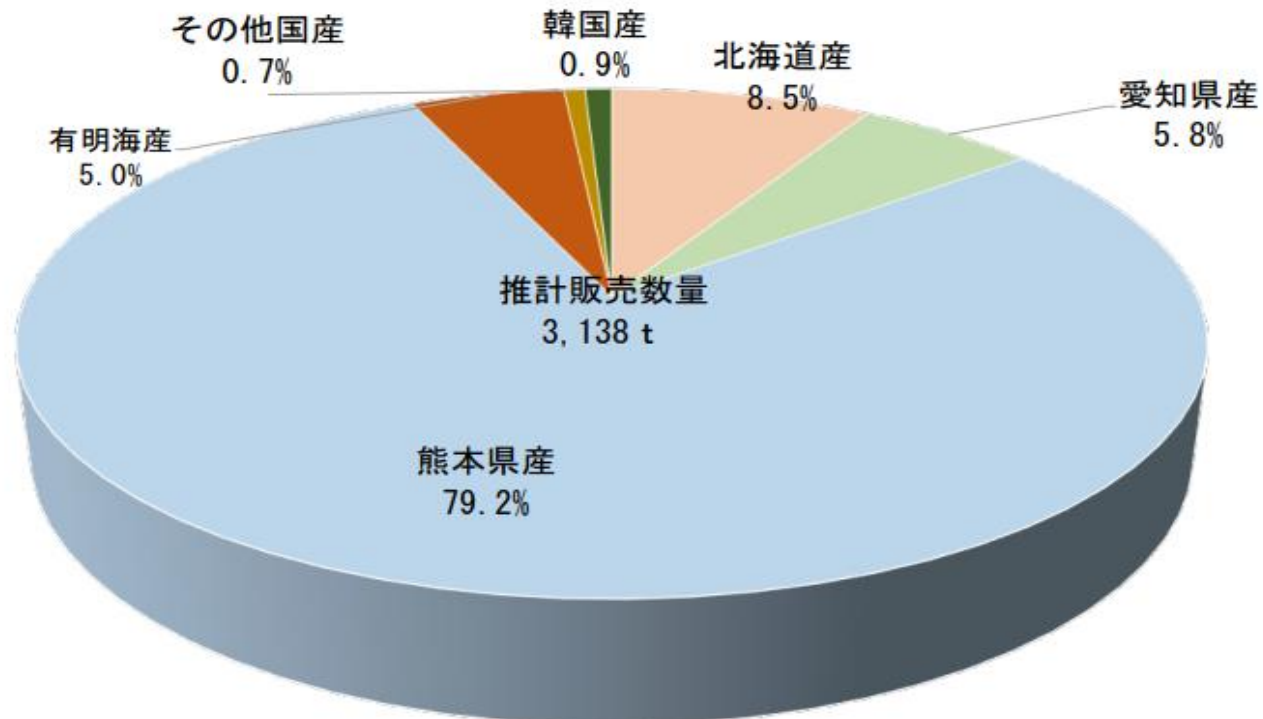


- **熊本県産アサリについて警鐘の強いメッセージ**

公表の背景 (農水省公表資料)

原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産 79.2%、北海道産 8.5%、愛知県産 5.8%、有明海産 5.0%、韓国産 0.9%、その他国産 0.7%

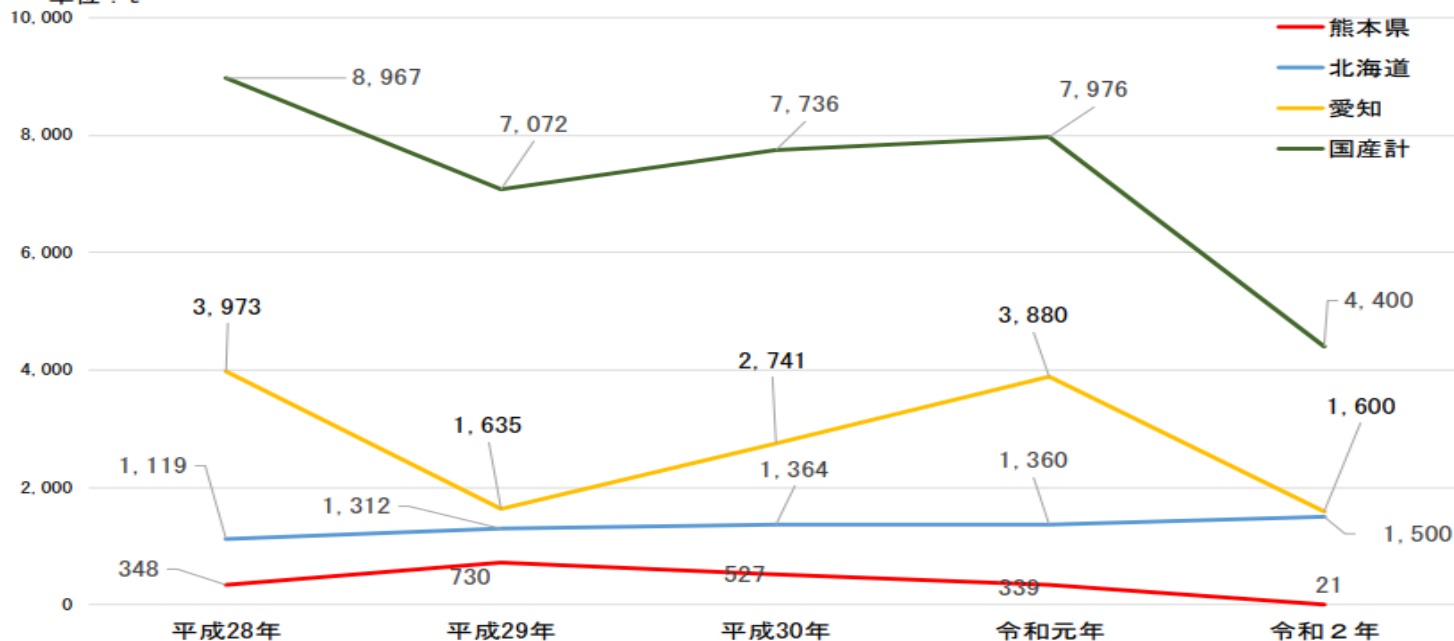
【参考1】推計販売数量による原産地別販売割合



- ※ 推計販売数量 = (1日あたり販売数量 ÷ 調査店舗数) × 調査母体数 × 日数(10月から12月までの92日)
- ※ 1日あたり販売数量 = 7日間の販売数量または(7日間の仕入数量 - (7日間の仕入数量 × 廃棄割合)) ÷ 7日
- ※ 有明海産は、複数の県(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県)に接した水域であり、県が特定できないため、水域名を表記
- ※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
- ※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

【参考3】国産あさりの漁獲量

単位：t



※ 漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」(令和2年は速報値：熊本県産は、熊本県への聴取結果)

【参考4】漁獲量と調査期間の推計販売数量との比較

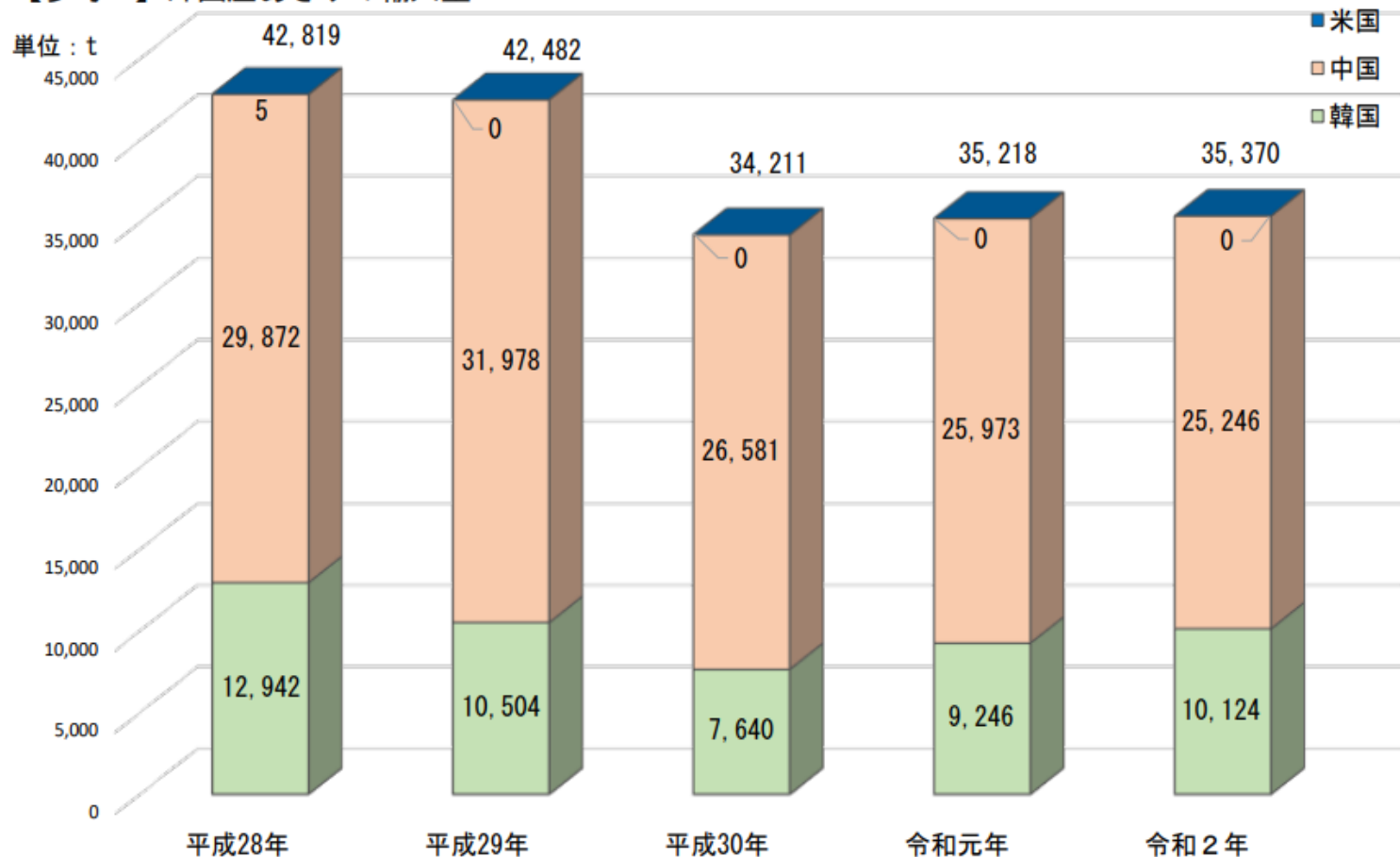
(単位：t)

項目	国産				
	計	北海道産	愛知県産	熊本県産	その他国産
令和2年漁獲量	4,400	1,500	1,600	21	1,279
調査期間の推計販売数量	3,111	265	183	2,485	178

※漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」(速報値：熊本県産の漁獲量は熊本県への聴取結果)

※推計販売数量のその他国産は千葉県産、静岡県産、三重県産、広島県産及び有明海産の計

【参考5】外国産あさりの輸入量



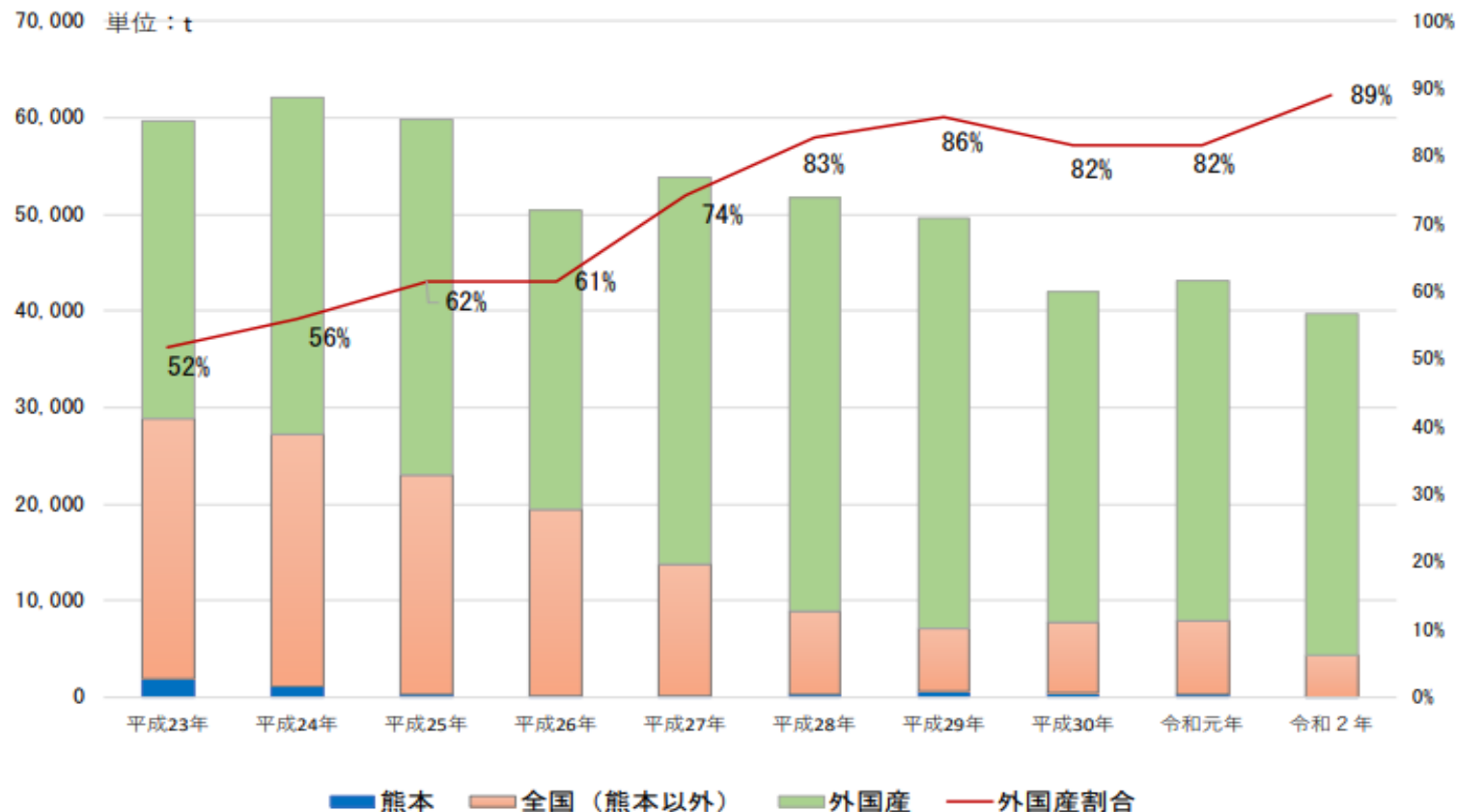
※輸入量：財務省「貿易統計」

ア あさりは主に中国及び韓国から輸入されており、令和2年においては、**中国産が25,246トン、韓国産が10,124トン（計35,370トン）**輸入されています。

イ 過去5年間は、平均で約**38,000トン**が輸入されており、中国産が約7割以上を占めています。

【参考6】あさりの漁獲量と輸入量の推移

70,000 単位：t



※漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」（令和2年は速報値）

※輸入量：財務省「貿易統計」

- ア 平成23年以降、一部ばらつきはあるものの漁獲量及び輸入量ともに減少傾向にあります。
- イ 平成27年以降、国産あさりの漁獲量減少により、国内の流通量に占める輸入あさりの割合が増加する傾向にあり、令和2年は国内流通量の約9割となっています。

熊本県産あさりの扱いについて注意喚起

令和4年2月1日；消費者庁・農林水産省通知
19団体[生産・流通・販売業者]、都道府県あて

あさりの原産地表示の適正化の推進について(抜粋)

今般、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査」を実施したところ、「熊本県産」として販売されているあさりに、外国産が混入している疑いがあると考えられます。本調査の結果は、食品表示法の規定違反を示唆するのみならず、あさりを始めとする食品の表示に対する消費者の信頼を揺るがしかねないものです。

消費者庁及び農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導による適正の確保を徹底してまいります。水産物の生産、流通及び販売に携わる貴会におかれましても、今一度、**会員に対し、あさりの取扱い時には、産地伝達の確認を徹底する**とともに、食品表示法を始めとする表示関係法令の遵守の意識の浸透を徹底していただくよう、会員に対する特段の御指導をお願いいたします。

なお、皆様の日々の業務の中で食品表示に関してお気づきのことがあればお知らせ下さい。

注目する違反事案・九州農政局がアサリ産地偽装を公表

令和3年12月8日 九州農政局プレスリリース(抜粋・要約)

〇〇水産における生鮮水産物の不適正表示に対する措置について

農林水産省は、株式会社〇〇水産(本社:熊本県天草市)が、生鮮水産物あさりの原産地について、中国産又は福岡県産であるにもかかわらず、熊本県産と表示をして販売していたことを確認しました。

このため、本日、〇〇水産に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1.経過

農林水産省九州農政局が、令和元年8月22日から令和3年11月24日までの間、食品表示法(平成25年法律第70号)第8条第2項の規定に基づく立入検査等を行いました。

【違反の事実】

- (1) 中国産のあさを熊本県産と表示して、少なくとも平成31年1月2日から2月10日までの間に、611,320kgを中間流通業者に対し販売した。
- (2) 福岡県産のアサリを熊本県産と表示をして、少なくとも平成31年1月7日から2月10日までの間に、19,010kgを中間流通業者に対し販売した。

- 2年3か月にわたる立ち入り検査(R1.8~R3.11)
- 40日間で、中国産等のアサリを熊本県産として630トンを出荷(平成31年1月2日から2月10日)
- 一社で短期間に平成30年の年間生産量527トンを上回る偽装



産地での偽装が常態化?????

【参考7】科学的分析調査結果

(単位:点)

項目	北海道産	愛知県産	熊本県産	その他国産	計
買上数	7	9	31	3	50
疑義有	0	0	30	0	30
疑義割合	0%	0%	97%	0%	60%

※その他国産は三重県産及び広島県産



農林水産省が異例の公表

1 農林水産省が異例の公表

2 繰り返される産地偽装

3 長いところルールは生産者に配慮したルール

4 表示の監視は自治体と国の連携が不可欠

5 行政の背中を押すメディアの力
地域ブランドを守る産地の取り組み

過去に表示違反として公表された水産物(加工品)

マグロ、カツオ、アジ、サバ、ウナギ、クエ、フグ、アンコウ、シジミ、アサリ、ハマグリ、カキ、カニ、エビ、ワカメ、ノリ、コンブ、ヒジキ、ウミブドウ、イクラ、タラコ、シラス 等々

特に違反の数が多かった御三家 → ウナギ(蒲焼き)、アサリ、シジミ

違反事案の特徴 → 計画・組織的、複数の業者が連携

○有名な産地の偽装が多発

- 2002年 宮城県 カキ
- 2004年 熊本県 アサリ
- 2007年 青森県 シジミ
- 2008年 徳島県 ワカメ

○業界の特殊な慣例

- 2008年 里帰りうなぎと称する国産ウナギ

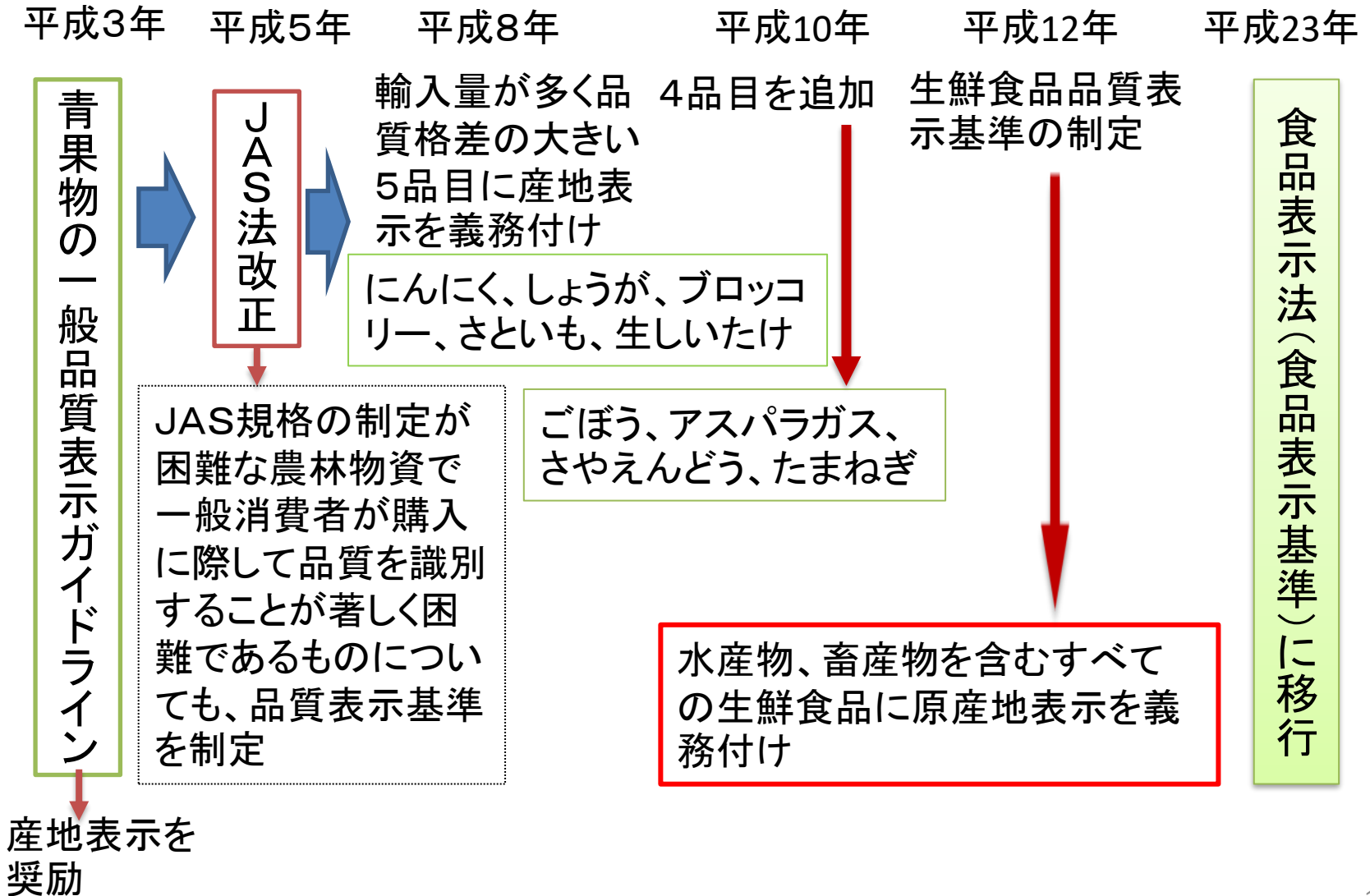
最近のアサリ以外の産地偽装

- 令和4年1月31日(近畿農政局公表 食品表示法違反)
奈良県のウナギ加工業者
 - ・中国産を原料としたウナギ加工品に国産と表示して販売
「中国産は国産より安いいうえ、大きくやわらかいので購入したが、店のイメージを守りたいので国産と偽って販売した」(報道)
- 令和4年2月15日(静岡県警・食品表示法・不正競争防止法違反)
静岡県の食品販売業者
 - ・中国産ワカメを原料としたワカメ加工品に鳴門産と表示して販売
「安い商品があったので買った。中国産とは知らなかった」(報道)
- 令和4年5月20日(大阪府警 食品表示法違反)
和歌山県の園芸店
 - ・中国産のタマネギを「和歌山県産」などと偽って販売
「中国産なら安く仕入れられる。一般客なら見分けがつかない」(報道)

これまでも産地偽装の多くが【中国隠し】

- 1 農林水産省が異例の公表
- 2 繰り返される産地偽装
- 3 長いところルールは生産者に配慮したルール
- 4 表示の監視は自治体と国の連携が不可欠
- 5 行政の背中を押すメディアの力
地域ブランドを守る産地の取り組み

生鮮食品原産地表示の経過



国産の生鮮食品に「国産」の表示が許されるのは畜産物のみ

畜産物

- ・**国産又は主たる飼養地**が属する都道府県、市町村名その他一般に知られている地名を表示(表示基準第18条)
- ・**「主たる飼養地」**とは、飼養期間が最も長い飼養地(Q&A 生鮮-16)

水産物

- ・**水域名又は地域名**(**主たる養殖場**が属する都道府県名)(表示基準)
- ・水域名の表示が困難な場合は、水揚げした港名又は港が属する都道府県名(表示基準第18条)
- ・**「主たる養殖場」**とは、最も養殖期間の長い場所(Q&A 生鮮-30)

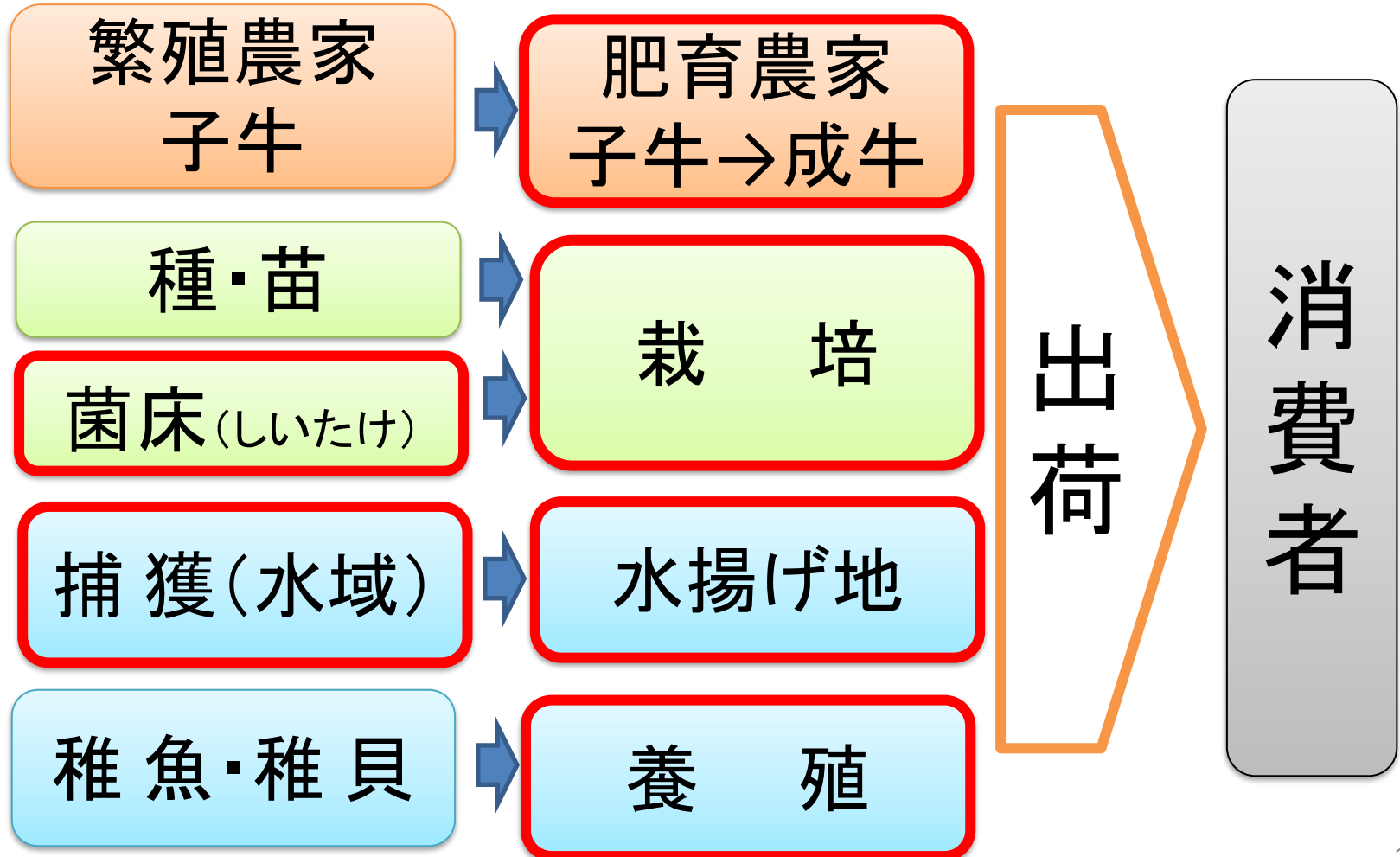
ただし、A、Bで養殖した場合で第2段階のBでの重量の増加が多い場合はBの期間が短くてもBが原産地となる。第一段階のAは種苗の育成期間として養殖期間に含まない(Q&A同)サケ、マス、ブリを想定

農産物

- ・**都道府県、市町村名**その他一般に知られている地名を表示(表示基準第18条)

長いところルールは生産者に配慮した仕組み 生まれも育ちも同じでなければいけない???

近代の農畜水産業は分業体制が確立している



長いところルールが悪用された???

アサリの畜養や仮置きの際への放流は国産として認められない(Q&A)

(生鮮-31) 輸入後国内で蓄養した貝類の原産地の扱いはどうなりますか。

(答)

輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国となります。

(生鮮-32) A国からアサリを輸入し、国内の管理できる状態の海浜で放流（蓄養）した場合の原産地はどのように表示すべきですか。また、放流した輸入アサリと国産のアサリが海浜中で混在し、掘り揚げた際に仕分けることが困難な場合は、どのように原産地を表示すればよいですか。

(答)

- 1 A国から輸入したアサリを、輸入後、国内の管理できる状態の海浜に再び掘り揚げる目的で仮置きした場合は、単なる保管又は出荷調整と考えられ、当該アサリの原産地は「A国」と考えます。また、国内での蓄養期間が長いことを証明できない時についても、アサリの原産地は「A国」と表示する必要があります。
- 2 放流した輸入アサリと国産のアサリが海浜中で混在し掘り揚げた場合は、両方の産地を重量順に表示することとなりますが、仕分けが困難な場合は、漁獲区域の輸入アサリの放流量と国産アサリの漁獲量のデータを照らし合わせ重量比率を算出する方法などが考えられます。

アサリの長いところルールを厳格化？ 令和4年3月30日改定

(生鮮-34) 輸入したアサリを2か所以上で育成した場合、最も育成期間の長い場所（最長の育成地）を原産地として表示することとなりますが、国内で育成した期間の確認のためにどのような書類を保存すべきですか。

(答)

- 1 農林水産省によれば、現在、アサリについては稚貝での輸入実態は確認されていません。したがって、輸入したアサリは成貝の状態で輸入されたものと考えられるため、原則として輸出国を原産地表示することとなります（生鮮-33の1参照）。

なお、例外として稚貝のアサリを輸入し国内で長期間育成する場合には、最も育成期間の長い産地を表示することとなります。具体的には、農林水産省によれば、我が国においてはアサリの着底から採捕に至るまでの所要年数が概ね3年程度であることから、稚貝のアサリを輸入し、その後国内において区画漁業権に基づき1年半を超えて育成した場合、当該アサリの原産地は育成した産地名を表示することとなります。

- 2 この場合、原産地の表示が間違いでないことの根拠を示す書類として、稚貝のアサリの輸入及び国内における育成に係る根拠書類（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明できる書類）を保存する必要があります。

(以下、略)

これまでと実質的に変わらないのでは・・・ アサリ以外の貝は？？？

しいたけの長いところルールも変わります

【旧Q&A】

(生鮮-34)しいたけ(菌床栽培)について、種菌を植え付けた場所(菌床製造地)と子実体の採取地が異なる場合でも、原産地として採取地のみを表示すればよいのですか
(答)

農産物については、原産地として採取地を表示することになります。

しかしながら、消費者は通常、作付地と採取地は同一であると認識していますので、消費者の誤認を招かないよう、しいたけ(菌床栽培)について、種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましいと考えます。

【改正Q&A】

(生鮮-36)しいたけ(原木栽培又は菌床栽培)の原産地表示について、種菌を植え付けた後に2箇所以上の産地を移動し、生産された場合、どのように表示すればいいのですか。また、現在の考え方となった経緯を教えてください。

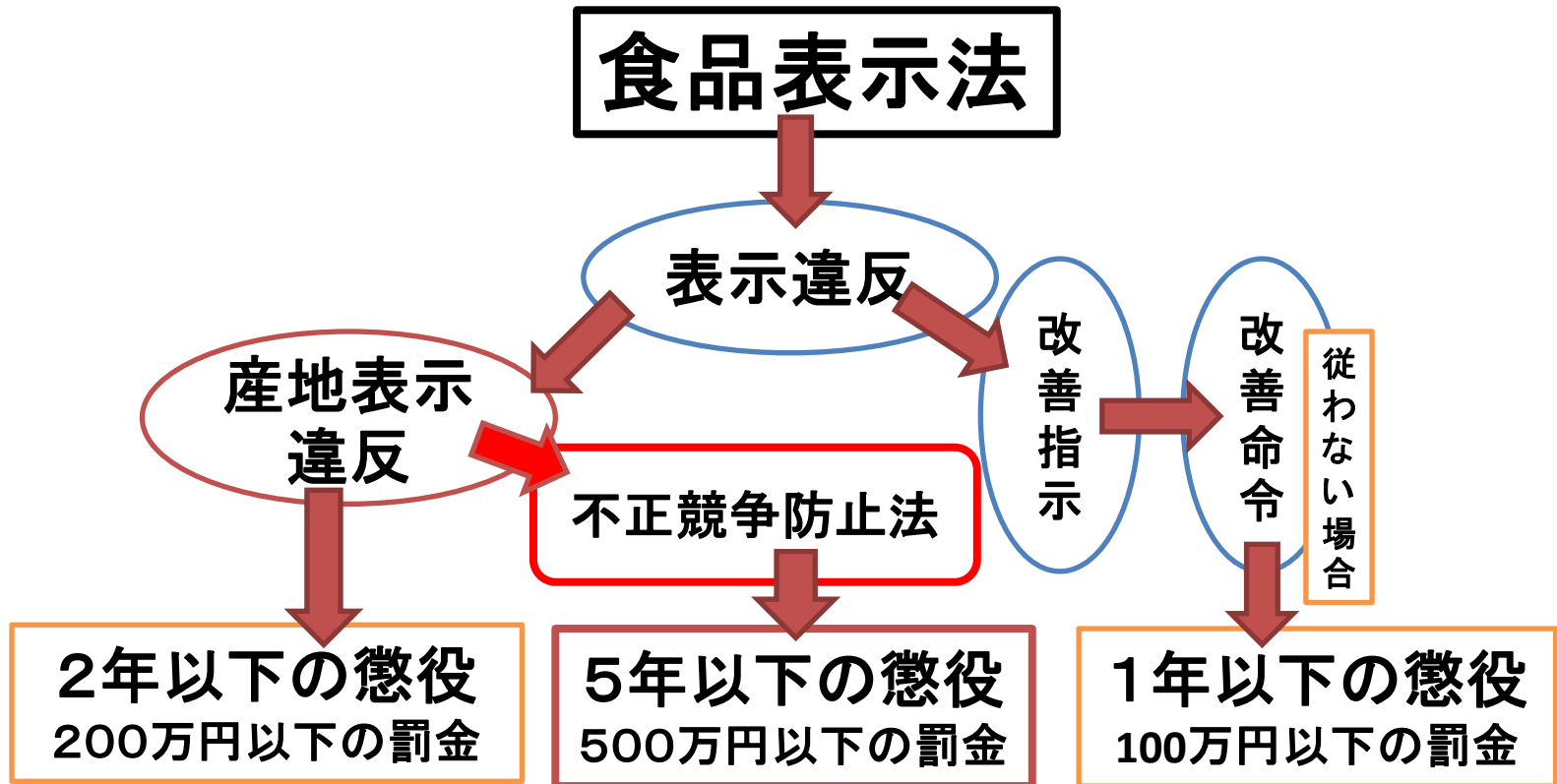
(答)

1 しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境が子実体の形成に大きな影響を及ぼすと考えられるため、しいたけの原産地については、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地とすることとなります。(以下、略)

筆者注; シイタケを主原料とした加工品も注意

- 1 農林水産省が異例の公表
- 2 繰り返される産地偽装
- 3 長いところルールは生産者に配慮したルール
- 4 表示の監視は自治体と国の連携が不可欠**
- 5 行政の背中を押すメディアの力
地域ブランドを守る産地の取り組み

悪質な産地偽装は、罰則が重い不正競争防止法を適用



現行の食品表示法の監視体制

	食品全般(酒類を除く)	酒類	食品全般(酒類を含む)
調査事項	品質事項		衛生及び保健事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原材料名 ・内容量 ・<u>原産地(原料の原産地を含む)</u> ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・内容量 ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・保存方法 ・消費期限及び賞味期限 ・添加物 ・アレルギー(酒類を除く) ・栄養成分表示 など
広域	消費者庁		消費者庁 都道府県 保健所設置市 特別区
	農林水産省 (本省+地方農政局)		
	財務省 (国税庁+国税局等)		
	都道府県		
県域	都道府県		
市域	指定都市		

※ 食品表示に関する対応及び情報共有等を速やかに図るため、国レベルで「食品表示連絡会議」を開催するとともに、地方レベルで、全国7ブロック及び47都道府県において「食品表示監視協議会」を開催。

(注) 県域: 事業所等が1の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者(都道府県内食品関連事業者)
 市域: 事業所等が1の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者(指定都市内食品関連事業者)
 広域: 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者

食品表示の監視体制について

調査(消費者庁・農林水産省)

[疑義案件の把握]

- ・小売店舗や食品工場に対する巡回調査
- ・疑義情報(食品表示110番等)
- ・市販品を買い上げ、科学的分析

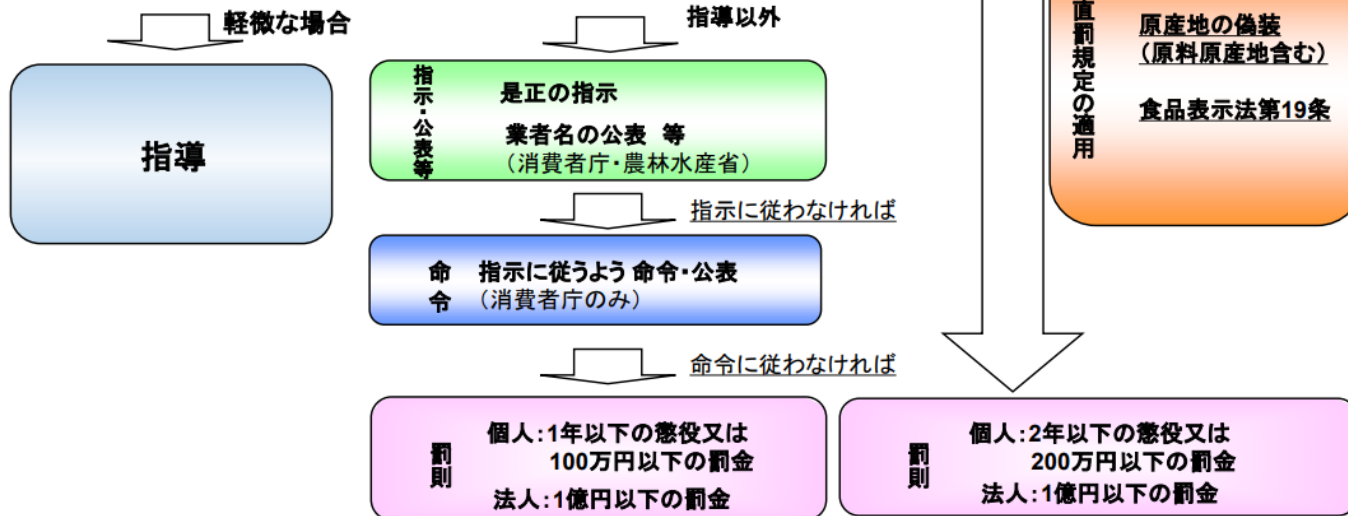


不適正表示の疑義が生じれば

[疑義案件の解明]

- ・疑義商品の表示状況や流通状況等を把握
- ・仕入・販売伝票等の関連書類やデータを検査
- ・疑義商品やその原材料の流通に関わった事業者に対する調査を実施
- ・疑義商品やその原材料を特定するため、科学的分析を活用
- ・様々なデータを分析
- ・都道府県等と連携

不適正な表示が認められた場合、「指示及び指導並びに公表の指針」に基づき



※ 都道府県等においても、相談等の窓口を設置するとともに、都道府県域業者等に対する監視・取締りを実施。

食品表示の監視

都道府県内の事業者 ← 都道府県(市)が監視・違反を公表

都道府県にまたがる事業者 ← 国が監視・違反を公表

アサリの産地偽装について今後の対応【農林水産省 2月1日】

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組みます。

(1)本調査により確認した原産地表示の疑義について、**関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明**を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。

(2)食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する**各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)**で連携しつつ、**厳正な対応**に努めてまいります。

(3)本調査の結果を基に、**水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知**いたします。

アサリの産地偽装対策に関する意見書の要望

令和4年2月18日 熊本県議会

- 1 小売店での販売状況だけでなく、全国的な流通経路を把握する調査を実施・公表し、違反事案については、直ちに厳罰をもって臨めるよう監視体制の強化等に関し関係省庁が連携して取り組むこと。
- 2 アサリ産地の原産地表示について、他の魚類のように大きさを成育年数の判別が困難であることから、現行の「長いところルール」の適用から除外すること。
- 3 漁獲、流通、販売までの間、食品表示法による原産地表示の根拠となる書類の保存を義務化するなど一貫して的確に把握できるようなトレーサビリティ制度を構築するとともに、トレーサビリティに取り組む事業者等への支援を行うこと。
- 4 有明海・八代海のアサリ資源の回復に向けた取り組みへの積極的な支援を行うこと。

- ・ 国の監視職員も組織(定員)合理化の対象、全容の解明には国と自治体の連携した対応が不可欠
- ・ アサリだけの特例?(ルールの複雑化)
- ・ 産地自ら取り組む対策(産地におけるトレーサビリティの取り組み)
- ・ 関係5県の連携した取り組み(有明海・八代海でアサリをサイクルする取り組み)

- 1 農林水産省が異例の公表
- 2 繰り返される産地偽装
- 3 長いところルールは生産者に配慮したルール
- 4 表示の監視は自治体と国の連携が不可欠
- 5 行政の背中を押すメディアの力
地域ブランドを守る産地の取り組み

真面目な漁師の熱意が報われる日を願って CBCテレビ『偽りのアサリ』ギャラクシー賞奨励賞 & 報道活動部門で入賞

msn 2022/05/09



© 中日スポーツ 提供 CBCテレビのドキュメンタリー「偽りのアサリ」の一場面

CBCテレビ（名古屋市）が3年に及ぶ調査報道で明らかにした“熊本産”アサリ産地偽装の実態を伝えたドキュメンタリー番組「偽りのアサリ～追跡1000日 産地偽装の闇～」が、このほど第59回ギャラクシー賞テレビ部門で奨励賞を受賞、報道活動部門で入賞した。報道活動部門では「偽りのアサリ」を含む6作品が入賞、この中から大賞1本などが6月1日の贈賞式で発表される。

3月30日に東海地区ローカルで放送された「偽りのアサリ」は、漁獲量全国トップは愛知県なのに、スーパーには“熊本産”が安く大量に流通している現状から関係者への取材を重ね、2019年には有明海で輸入アサリを日本の干潟に放つ「畜養」と呼ばれる行為の撮影に成功。業者の実名・顔出しでの告発など1000日間に及ぶ取材の記録で行政、業者、スーパー、消費者が複雑に絡み合ったニッポンの食の闇をあぶりだした。

3年に及ぶ取材
(衝撃の事実)

CBCテレビ（名古屋市）が3年に及ぶ調査報道で明らかにした“熊本産”アサリ産地偽装の実態を伝えたドキュメンタリー番組「偽りのアサリ～追跡1000日 産地偽装の闇～」が、このほど第59回ギャラクシー賞テレビ部門で奨励賞を受賞

行政の背中を押した
(勇気づけた)
監視現場の強い意志

「本物を安心して食べて」 熊本のアサリ漁再開、漁師ら笑顔 毎日新聞 2022/4/12

輸入アサリが「熊本県産」と偽装されていた問題を受けて出荷を停止していた熊本県の漁業者らが12日、約2カ月ぶりにアサリ漁を再開した。14日にも県内販売が始まる。

県はこの間、生産履歴が分かる独自のトレーサビリティ制度を構築。取引記録の保存などを義務づけた県条例も制定する方針で、産地偽装の根絶と天然アサリの資源回復を目指す。

熊本市南区の川口漁協ではこの日朝、17人の組合員が10隻の船に乗り、緑川河口付近から沖合約3キロにある有明海の漁場に到着。腰付近まで水につかりながら、金属製のかごがついた道具で天然アサリを取った。身は大ぶりなものが多かったが、水揚げは想定より少ない264キロだった。

出漁した男性漁師(74)は「この2カ月、漁が止まって大変だった。偽装対策をきっちりしてもらえば張り合いも出る」と笑顔。県漁連の藤森隆美会長(71)は「やっと地場産のアサリを出せてうれしい。漁業者が偽装をしていたわけではないので、本物の熊本県産を安心して食べてほしい」と話した。アサリ漁は同県荒尾市や宇土市の漁協でも順次再開される。

熊本県産のアサリは今後、県漁連が認定した加工場で砂抜きや選別が行われ、産地証明などを記録したQRコードを付けて出荷される。県独自のトレーサビリティ制度は4月中旬～5月に試験導入し、課題を洗い出した上で6月の本格運用を目指す。県条例案は6月議会に提案され、9月の全面施行を目指している。【城島勇人】

4月12日、約2カ月ぶりに漁が再開された熊本県産アサリのニュース

2022.4.13 報道 TV熊本

アサリ偽装防止 山口県の認定工場で加工

熊本県漁連の認定を受けた山口県内にある加工場でも、ネット詰め作業などが行われた。

アサリの産地偽装防止熊本モデルに認定されたこの工場には、12日夜、熊本市南区の川口漁協から264キロのアサリが届いた。

一晩砂抜きしたあと、割れがないかなどの選別作業を行う。

13日朝は、熊本県と県漁連の職員が立ち合い、一連の作業に間違いがないかや他の産地のアサリが混じっていないかなどを確かめた。

選別されたアサリは、産地証明用のQRコードを添えて1キロごとにネットに詰められる。

ネット詰めされた熊本県産アサリは、熊本県内のみに出荷される。

島原素麺

～産地偽装の下請けから一大産地へ～

2000年、奈良県の複数の老舗素麺業者が、長崎県島原地区で製麺した素麺を「三輪素麺」として販売、近畿農政局がJAS法違反として改善を指示
(当該地で製麺した若しくは製麺地を併記した場合は名称に地名を表示できる)

島原の業者は高品質の素麺を生産したことから、島原は有名産地の下請け生産地として発展、生産量を増大させてきた(結果、偽装の下請けが発覚)

産地偽装問題を契機に、地元生産者は「島原手延べそうめん」のブランド化と独自の販売ルートの開拓に取り組む

長崎県は手延べそうめん生産量全国2位の大産地、「島原手延べそうめん」は品質の評価も高く大手販売業者のPBにも採用

一位、兵庫県(揖保乃糸)20117ト(シェア44%)

二位、長崎県(島原素麺)13566ト(シェア29%)

三位、奈良県(三輪素麺) 3669ト(シェア 9%) (2009年、農水省)

ブランドを守る産地の取り組み

○行政による継続的な監視

- ・輸入生かき偽装防止特別監視チーム(オイスターGメン)
(宮城県 平成14年)

○行政による認証制度

- ・徳島県鳴門わかめ認証制度(徳島県・平成26年10月)

○生産者が生産方法や出荷を確認

- ・地理的表示(GI)保護制度の活用

十三湖産大和しじみ(青森県・平成28年12月)

小川原湖産大和しじみ(青森県・平成29年12月)

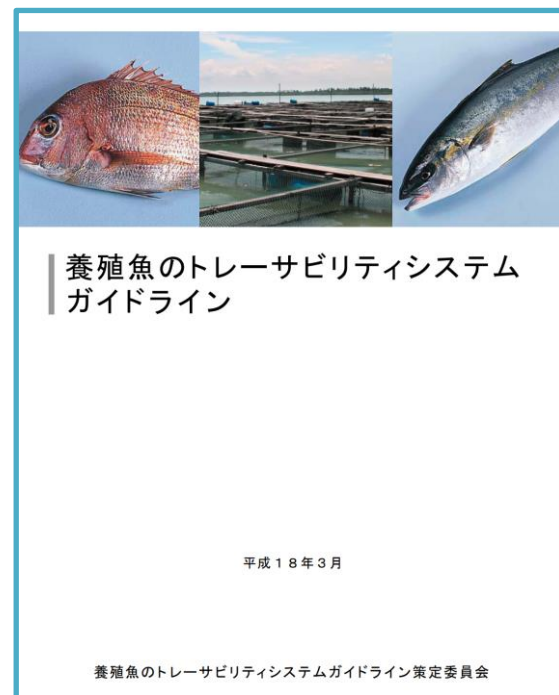
大野あさり(広島県・令和元年12月)

網走湖産しじみ貝(北海道・令和2年11月)

○産地におけるトレーサビリティの実践

農林水産省が業種別のガイドラインを公表

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/>



『輸入食品の偽装防止と行政の監視』

NPO法人食の安全と安心を科学する会(SFSS)
食のリスクコミュニケーションフォーラム2022
2022年6月26日
中村 啓一

nid1970802@yahoo.co.jp

1

ご静聴ありがとうございました